

未収金回収の具体策について

未収金対策の体制

〔現在〕

未収金ワーキング・グループ (市政改革室・財政局・収入役室)

- ・既存の未収金約800億円の解消に向けた対策の取りまとめ
- ・新たな未収金を極力発生させない対策の取りまとめ
- ・適正な債権管理に係る全市的、統一的な基準等を作成（9月末日途）

※(仮称)債権回収の手引きの作成や債権管理に係る規則整備、重複滞納者の名寄せ方法等の検討

※各局が作成したマニュアルについても、全市的な整合性が確保されるよう再点検を実施

指導・調整及び
進行管理

局 局 局 局

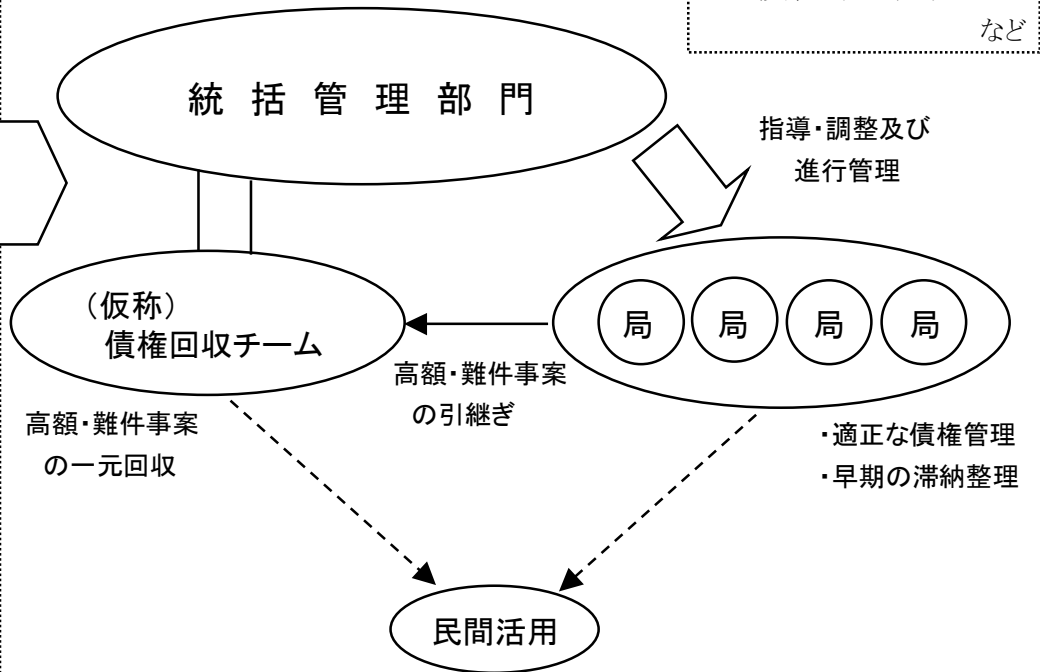
高額・難件事案の
回収一元化など、
全市的な債権回収
体制を財政局にお
いて検討
(今年度中)

〔次年度以降〕

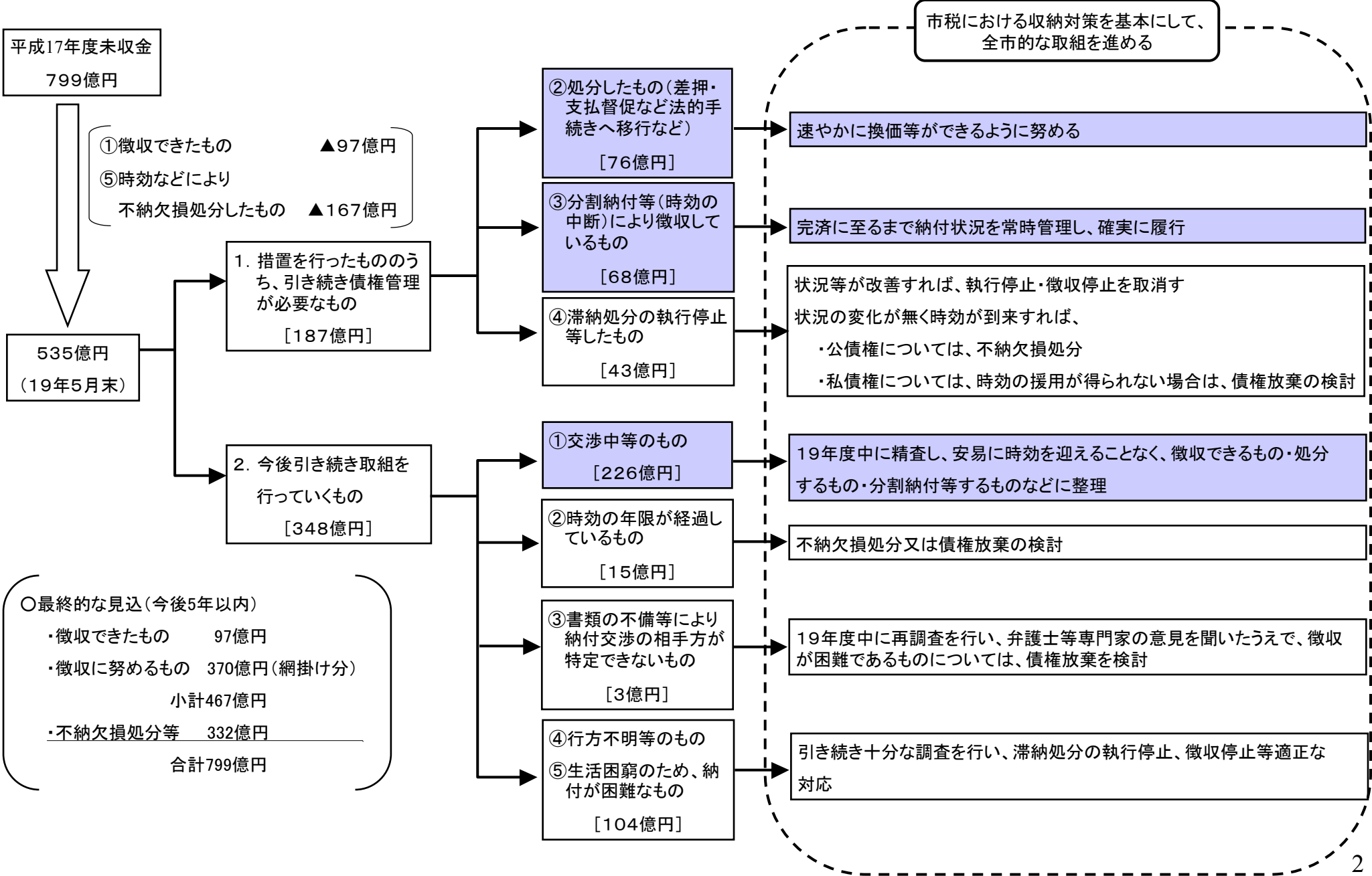
《全市的な取組み体制(検討案)》

◎統括管理部門・(仮称)債権回収チームの設置

- ※検討中の課題
- ・体制の規模(組織、人員等)
 - ・権限の範囲
 - ・引継事案の基準、規模
 - ・重複滞納者の名寄せ方法
など



I. 既存未収金約800億円の解消に向けた対策のまとめ



17年度未収金の措置状況（19年5月末現在）

（単位：百万円）

| 措置状況 | 市 税 | 国民健康保険料 | 住宅使用料 | 保育所保育料 | 介護保険料 | その他の債権 | 合 計 |
|--------------------------------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|----------------|------------------|-------------------|
| 1. 措置を行ったもの | (76.7%) 25,466 | (47.4%) 14,558 | (26.5%) 733 | (19.7%) 402 | (49.2%) 898 | (32.6%) 3,062 | (56.5%) 45,119 |
| ①徴収できたもの | 7,104 | 1,347 | 358 | 131 | 167 | 629 | 9,736 |
| ②処分したもの（差押・ 支払督促など法的手続 きへ移行） | 7,518 | 30 | 2 | 2 | | 84 | 7,636 |
| ③分割納付等（時効の中 断）により徴収してい るもの | 2,753 | 2,237 | 255 | 227 | | 1,342 | 6,814 |
| ④滞納処分の執行停止等 したもの | 4,272 | | | | | | 4,272 |
| ⑤時効などにより不納欠 損処分したもの | 3,819 | 10,944 | 118 | 42 | 731 | 1,007 | 16,661 |
| 2. 今後引き続き、取組を 行っていくもの | (23.3%) 7,717 | (52.6%) 16,150 | (73.5%) 2,032 | (80.3%) 1,636 | (50.8%) 927 | (67.4%) 6,319 | (43.5%) 34,781 |
| ①交渉中等のもの | 7,717 | 6,261 | 2,028 | 781 | 927 | 4,850 | 22,564 |
| ②時効の年限が経過し ているもの | | | | 795 | | 727 | 1,522 |
| ③書類の不備等により、 納付交渉の相手方が特 定できないもの | | | | | | 271 | 271 |
| ④行方不明等のもの | | 1,313 | | 58 | | 138 | 1,509 |
| ⑤生活困窮のため、納 付が困難なもの | | 8,576 | 4 | 2 | | 333 | 8,915 |
| 合 計 | 33,183 | 30,708 | 2,765 | 2,038 | 1,825 | 9,381 | 79,900 |

I. 既存未収金約800億円の解消に向けた対策について

○17年度未収金（79,900百万円）の内訳

| 措置状況 | 金額 | 今後の対応 (市税における収納対策を基本にして、全市的な取組を進める) |
|----------------------------|---------------|---|
| 1. 措置を行ったもの | 百万円 45,119 | |
| ①徴収できたもの | 9,736 | — |
| ②処分したもの(差押・支払督促など法的手続きへ移行) | 7,636 | <ul style="list-style-type: none"> ・換価等ができるものは徴収する ・換価等ができない場合は、新たな財産調査・差押を実施する ・その結果、滞納処分を執行する財産が無い場合など、強制徴収できる公債権（市税および地方税の滞納処分の例により処分できる債権）については、滞納処分の執行停止を、その他の債権については、徴収停止を行う ・状況等が改善すれば、執行停止・徴収停止を取消す |
| ③分割納付等（時効の中断）により徴収しているもの | 6,814 | <ul style="list-style-type: none"> ・完済に至るまで確実に履行させる (常時、納付状況について管理) ・納付されない場合が出てくれば、差押・支払督促など法的手続きへ移行 ※事情に応じて期限の再延長 |

| | | |
|--|---------|--|
| ④滞納処分をする財産がないなど滞納処分の執行停止等したもの | 4, 272 | <ul style="list-style-type: none"> ・状況等が改善すれば、執行停止・徴収停止を取消す⇒以下「状況等が改善の場合」は同じ対応 ・状況の変化が無く時効が到来すれば、公債権については、不納欠損処分を行う⇒以下「状況の変化が無く時効が到来の場合」は同じ対応 ・私債権については、時効の援用が得られない場合は、債権放棄を検討 (別途、債権放棄の手法として国に準拠し、みなし債権消滅規定を含めた条例や規則等の整備について検討を行う⇒以下「債権放棄を検討の場合」は同じ対応) |
| ⑤時効などにより不納欠損処分したもの | 16, 661 | <ul style="list-style-type: none"> ・18年度決算において処理済 |
| 2. 今後引き続き、取組を行っていくもの | 34, 781 | |
| ①交渉中等のものなど ※本人と交渉中のもの・ 相続人や保証人と交渉するもの・支払い(制度)拒否のもの・多重債務者など | 22, 564 | <ul style="list-style-type: none"> ・適正な債権管理と早期の滞納整理を行い、総じて安易に時効を迎えさせないことを基本に以下の取組を進める。 ①徹底した財産調査などの実施 ②資力に応じた分納誓約など適切な納付指導・納付相談の実施 ③支払いに応じない場合は、差押・支払督促など法的手続きへの速やかな移行 |
| ②時効の年限を経過しているもの | 1, 522 | <ul style="list-style-type: none"> ・債権の消滅確認後、公債権は不納欠損処分を行う ・私債権は、時効の援用が必要であり、時効の援用が得られない場合は、債権放棄を検討 |
| ③書類の不備等により、納付交渉の相手方が特定できないもの | 271 | <ul style="list-style-type: none"> ・19年度中に再調査を行い、弁護士等専門家の意見を聞いたうえで、徴収が困難であるものについては、債権放棄を検討 |

| | | |
|-------------------|--------|---|
| ④行方不明等のもの | 1, 509 | ・引き続き、保証人等を含め調査を行うとともに、所在及び財産がともに判明しないものについては、強制徴収できる公債権は滞納処分の執行停止、その他の債権は徴収停止を行う |
| ⑤生活困窮のため、納付が困難なもの | 8, 915 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者（生活困窮のため、納付が困難なもの）についての基準（例：徴収することにより、生活保護法適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態になるおそれのある場合など）を明確化し、生活困窮の状態について、十分な調査を行う ・その結果、生活困窮者に該当するものについては、強制徴収できる公債権は滞納処分の執行停止、その他の債権は徴収停止を行う <p>※ただし、65歳未満の稼働年齢層などについては、就労などによる支援を行い、資力が生じたものに対しては、資力に応じた納付交渉を行う</p> |

○公債権で強制徴収できるもの

市税・保育所保育料・国民健康保険料・介護保険料など

○公債権で強制徴収できないもの

住宅使用料・公園使用料・生活保護費収入（返還金等）など

○私債権

土地賃貸料・災害援護資金貸付金・市民病院診療費患者負担分・給水料（水道）など

所属別未収金分類表(約800億円の内訳)

(単位:千円)

| 所 属 | 未 収 金 額 | 徴収できたもの | 徴収に努めるもの | 不納欠損処分等 |
|--------------|------------|-----------|------------|------------|
| 経営企画室 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 危機管理室 | 312,551 | 25,529 | 221,117 | 65,905 |
| 市長室 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 総務局 | 353 | 20 | 136 | 197 |
| 市民局 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 財政局 | 33,192,328 | 7,113,379 | 17,987,416 | 8,091,533 |
| 契約管財局 | 82,671 | 21,777 | 60,894 | 0 |
| 計画調整局 | 19,785 | 0 | 0 | 19,785 |
| 健康福祉局 | 36,447,634 | 1,651,654 | 11,615,674 | 23,180,306 |
| こども青少年局 | 2,894,282 | 165,969 | 1,518,238 | 1,210,075 |
| ゆとりとみどり振興局 | 8,530 | 3,350 | 3,043 | 2,137 |
| 経済局 | 854 | 799 | 55 | 0 |
| 中央卸売市場 | 4,927 | 1,707 | 2,326 | 894 |
| 環境局 | 149,389 | 20,202 | 124,401 | 4,786 |
| 都市整備局 | 5,249,592 | 420,742 | 4,487,161 | 341,689 |
| 建設局 | 860,369 | 179,787 | 652,495 | 28,087 |
| 港湾局 | 322,005 | 84,912 | 212,617 | 24,476 |
| 収入役室 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 消防局 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 80,963 | 10,940 | 57,959 | 12,064 |
| 選挙管理委員会事務局 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監査・人事制度事務総括局 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 市会事務局 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 交通局 | 973 | 0 | 840 | 133 |
| 水道局 | 200,756 | 35,753 | 29,181 | 135,822 |
| 市立大学 | 72,040 | 0 | 0 | 72,040 |
| | 79,900,002 | 9,736,520 | 36,973,553 | 33,189,929 |

※ 市立大学は18年4月に公立大学法人化

Ⅱ. 新たな未収金を極力発生させない対策のまとめ

1. マニュアル(6月末作成)に基づく具体取組の着実な実施

- ・市民が納付しやすい環境づくり
口座振替の促進やコンビニエンスストア収納の実施など
- ・適正な債権管理
債権管理簿の作成など日常的に適正な管理
- ・早期の滞納整理←市税の収納対策のノウハウを積極的活用
 - ア. 初期段階の処理(滞納発生から2~4ヶ月まで)
督促状等の発付、分納等納付指導・相談など
 - イ. 中期段階の処理(滞納発生から2~4ヶ月以降)
所在・財産・相続継承等調査、電話・対面等督促、
差押・支払督促など法的手続きへの移行準備など
 - ウ. 後期段階の処理(滞納発生から概ね6ヶ月~)
支払いに応じない場合は、長期滞納者に対する
ペナルティーの厳格な適用及び差押・支払督促など
法的手続きへの速やかな移行など

2. 収納率向上等、具体目標の設定

【現年度分】

- ・市税 ⑱98.8% → ⑲98.9%
- ・国民健康保険料
〔一般〕⑱82.9% → ⑲83.4%
(H22目標90%)
- ・住宅使用料 ⑱98.58% → ⑲98.58%
- ・保育所保育料 ⑱94.76% → ⑲98.0%
- ・介護保険料 ⑱95.63% → ⑲96.0%
など



※今後は、市税の徴収に準じて、早期の滞納整理を行いつつ、各時効の年限を迎えるまでに、滞納処分できる財産が無い場合等を除き、100%徴収を目指す

3. 徴収体制の充実・強化

- ・各局における体制整備の強化
19年7月から新たに健康福祉局(4人)、こども青少年局(2人)に収納担当を配置
市税事務所化(19年10月9日開設)による組織的滞納整理の強化
- ・徴収嘱託員の活用
国民健康保険料、介護保険料、保育料など
- ・保育所における納付督促強化
分納等納付指導・相談、口座振替の勧奨、滞納保育料の受領など
- ・高額難件の回収一元化など全市的な債権回収体制を今年度中に検討
- ・民間活用の検討
※総合医療センターの診療費等の回収業務について、6月より民間事業者のノウハウを活用
※住宅使用料の退去滞納家賃について、弁護士法人等に徴収業務を委託予定

- ・適正な債権管理に係る全市的な統一的な基準等を作成(9月末日途)
- ※(仮称)債権回収の手引きの作成や債権管理に係る規則整備、重複滞納者の名寄せ方法等の検討
- ※各局が作成したマニュアルについても、全市的な整合性が確保されるよう再点検を実施

Ⅱ. 新たな未収金を極力発生させない対策について

1. 具体取組の着実な実施

- ・ 6月末に作成した各局の滞納整理にかかるマニュアルに基づく具体取組の着実な実施を行う
- ・ 適正な債権管理に係る全市的な統一的な基準等を作成（9月末日途）
 - ※（仮称）債権回収の手引きの作成や債権管理に係る規則整備、重複滞納者の名寄せ方法等の検討
 - ※各局が作成したマニュアルについても、全市的な整合性が確保されるよう再点検を実施

【主な取組】

①市民が納付しやすい環境づくり

口座振替の促進やコンビニエンスストア及びマルチペイメントネットワーク収納の実施、クレジットカード支払いの取り扱い検討、納付や徴収にかかる啓発など

②適正な債権管理

調定決議、債権管理簿作成など日常的に適正な管理

③早期の滞納整理

ア. 初期段階の処理（滞納発生から2～4ヶ月まで）

督促状や催告書の発付、分納等納付指導・相談など

イ. 中期段階の処理（滞納発生から2～4ヶ月以降）

所在・財産・相続継承等調査、電話・対面等督促、差押・支払督促など法的手続きへの移行準備など

ウ. 後期段階の処理（滞納発生から概ね6ヶ月～）

支払いに応じない場合は、長期滞納者に対するペナルティーの厳格な適用及び差押・支払督促など法的手続きへの速やかな移行など

2. 具体目標の設定

- ・現年度分収納率の向上など

【主な取組】

※市税⑱98.8%→⑲98.9%（⑲予算収納率）

※国民健康保険料〔一般〕⑱82.9%→⑲83.4%（局長マニフェスト㉑目標 90%）

※住宅使用料⑱98.58%→⑲98.58%（前年度決算数値を維持）

※保育所保育料⑱94.76%→⑲98.0%（⑲局経営方針の目標）

※介護保険料⑱95.63%→⑲96.0%（局長マニフェスト㉑目標 97%）など

- ・今後は、市税の徴収に準じて、早期の滞納整理を行いつつ、各時効の年限を迎えるまでに、滞納処分できる財産が無い場合等を除き、100%徴収を目指す

3. 徴収体制の充実・強化

- ・各局における体制整備の強化

19年7月から新たに健康福祉局（4人）、こども青少年局（2人）に収納担当を配置

市税事務所化（19年10月9日開設）による組織的な滞納整理の強化

- ・徴収嘱託員の活用

国民健康保険料：132人（8月1日日現在）

介護保険料：19年7月から（6人）

保育料：18年11月から（5人） など

- ・保育所における納付督促強化

滞納者の個別面談、納付の督促、分納等の納付指導・相談、口座振替の勧奨など

- ・高額難件の回収一元化など全市的な債権回収体制を今年度中に検討

- ・民間活用の検討

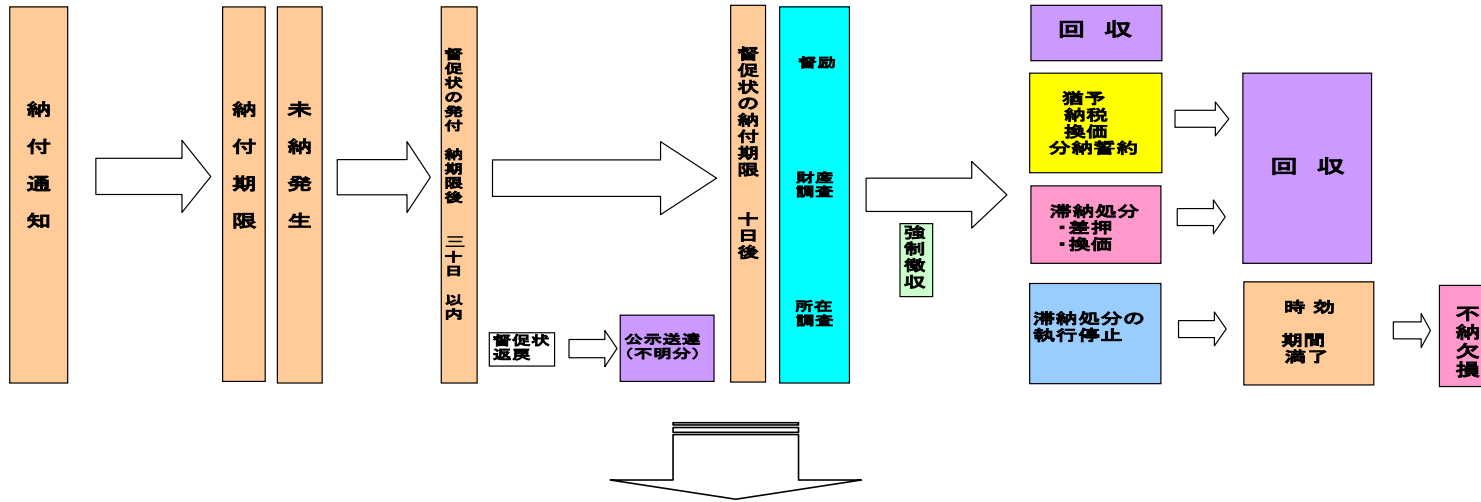
※総合医療センターの診療費等の回収業務について、19年6月25日より専門的なノウハウを持った民間事業者の人材を活用し、市職員による未収金回収業務を補完するとともに、効率的な未収金対策の進め方について企画提案を受ける予定

※住宅使用料の退去滞納家賃については、債権回収を専門的に行う弁護士法人などの民間事業者に徴収業務を委託していく予定

市税徴収事務の流れと収納率の状況

参考

◎ 市税徴収事務の流れ ⇒ 以下の手順を既にマニュアル化し、着実に事務を遂行



◎ 課税年度別市税収納率の状況

**収納率は99%を確保
(15年度以降、繰越1年目には99%を確保)**

